

(株)日本廃棄物管理機構は毎月 15 日に廃棄物処理に関わる情報を JAAO 会員の皆様にメールでお届けしています。



今回は JAAO 会員の皆様から寄せられた質問にお答えする質問コーナー特集です。

- 地方自治体の条例等で、排出事業者に対して委託先処理事業者の現地確認を義務付けているものが具体的にどれだけあるか？
- 意外に知られていない、適正な産業廃棄物処理委託契約について ①最終処分までの契約は必要？ ②委託契約書にはいくらの印紙を貼ればよい？

質問コーナー特集 I 気になる自治体条例の動向

質問

過去の JAAO ニュースで、排出事業者に委託先処理事業者の現地確認を義務付ける、静岡、新潟等の条例が紹介されていますが、そのような条例は他の自治体にもあると聞きます。具体的に全国自治体でそのような条例を持っているところはどこですか？

回答

排出事業者責任を強化しようとする自治体条例は確実に増加しています。今回のご質問のように、委託先の処理事業者が適正な処理を行っているかについて現地確認をすべしとするのは、その代表的な例です。そのほかにも産廃管理責任者の設置義務、廃棄物保管責任者の設置義務等の例がありますので、排出事業場のある場所の条例には注意が必要です。

以下では、委託先の現地確認を規定している条例を具体的に挙げてみます。

2008 年 5 月調べで全国 15 の自治体が条例あるいは要綱を有しているようです。愛知県下の豊橋市、岡崎市は愛知県条例の適用を受けることになっているため、下表には挙げていません。その愛知県条例を例に、典型的な現地確認義務をまとめると、次のとおりです。

- 現地確認の方法: 書類確認では不十分。実際に施設等を目で見て確認することが必要(第三者委託は可)。
- 確認頻度: 年 1 回以上
- 確認項目: ①許可の内容と事業者の実態は一致しているか。②委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か。③処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか。④受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか。⑤処理施設の周辺の環境に配慮をしているか。
- 記録・保存: 記録及び 5 年間の保存
- 不適正処理を知った場合: 不適正処理を知った場合は知事に届出

「現地確認」に目視以外の電話のような方法を認める新潟県、新潟市の例や、「必要に応じて」と曖昧な規定の福岡県条例のような例もあります。下表以外にも読み方では事前に現地確認を必要とするような、県外搬入に係る条例等もありますが、今回は現地確認(現地調査)が明文化されているものをピックアップしました。いずれも罰則はありませんが遵守が必要です。

<七田 佳代子>

表 廃棄物の処理委託に際して現地確認義務を有する条例・要綱

| 条例要綱の名称 | 関連条文等 | 備考 |
|--------------------------------|--------------------|-----------------------|
| 岩手県循環型地域社会の形成に関する条例 | 第 22 条、施行規則第 15 条 | |
| 宮城県産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例 | 第 8 条、施行規則第 2 条 | |
| 新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例 | 第 8 条、施行規則第 3 条 | 実地もしくは電話その他通信手段も可 |
| 新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例 | 第 7 条、施行規則第 3 条 | 同上 |
| ふるさと石川の環境を守り育てる条例第 88 条 | 第 88 条 | |
| 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 | 第 46 条 | |
| 岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例 | 第 18 条、施行規則第 9 条 | |
| 静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例 | 第 10 条、施行規則第 4、5 条 | |
| 愛知県産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 | 第 7 条、施行規則 3 条 | |
| 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例 | 第 7 条、施行規則 5 条 | |
| 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例 | 第 11 条、施行規則 5 条 | |
| 香川県産業廃棄物等指導要綱 | 第 7 条 | |
| 福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 | 第 7 条、施行規則第 3 条 | 必要に応じて現地調査を行わなければならない |

質問コーナー特集Ⅱ 適正な産廃処理委託契約

質問

産業廃棄物を排出する当社は、排出した産業廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分までを業者に処理委託しています。収集運搬と中間処理については、処理委託契約を行っていますが、最終処分場との契約はありません。排出者の責任を考えると最終処分先との契約も必要でしょうか？

回答

結論から言いますと、中間処理業者との契約があれば最終処分業者との契約は必要ありません。但し、中間処理委託契約書に最終処分における委託基準の定めがあり、「最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力」を必ず記載する必要があります。また、ご質問の通り、排出者責任の履行は最終処分が完了するまで及ぶため、排出者としては、最終処分に係る許可証（処分業と施設設置）の写し、中間処理業者と最終処分業者の間での契約書やマニフェスト（2次）の写しを入手して、現地確認を行っておくことが重要です。

特に、排出者は、中間処理以降の廃棄物の流れには無頓着な傾向がありますので、排出者責任に関する項目を廃棄物処理法で再確認して下さい。例えば、マニフェストの発行者は、排出者であり、最終処分までの責任を負っているはずです。

質問

委託契約書に貼付する印紙は、いくらの印紙を貼ればいいのか？

回答

現実の契約書を見た時、印紙は貼ってありますが、ほとんどの契約書で印紙代が同じというケースが見受けられます。印紙税は、契約書に書かれた契約金額に対して適用されるものです。金額は契約書に書かれた単価、数量、契約期間から算出し、文書の種類により印紙税額が変わります。つまり、その印紙税額は、収集運搬と処分では異なりますので注意し

て下さい。収集運搬のみの場合は、印紙税法別表の1号文書「輸送に関する契約書」、処分のみの場合は、印紙税法別表の2号文書「請負に関する契約書」としての印紙税額になります。収集運搬と処分を併せて同一業者で処理委託契約する場合は、料金の高い方の文書の印紙税が適用されます。印紙税額は、変更される場合がありますので、管轄税務署または国税庁ホームページなどでご確認下さい。

<木川 仁>

地方自治体の規制の新たな動き(予告)

本号前頁で取上げている、排出事業者責任強化を含む自治体条例がまた新たに制定される運びだ。

第一の「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(仮)」はパブリックコメントが終了している。石原産業問題を受け、保管施設の適正管理、土地所有者の義務等、適正処理の推進を目指す意欲的な内容である。排出者の実地確認義務も盛り込まれることが確実な外、行政処分情報についても更なる透明化を県に求める内容になっている(ちなみに三重県は取消情報のみWeb公開している。)

第二が和歌山県の新条例。排出者、処理業者とも自己処理、自己保管が不適正処理、不法投棄の温床になっていることにメスを入れる予定。現在、骨子段階で県民の意見募集中、来年4月の制定を目指しているという。これら以外にも地方の規制情報は順次お伝えしていく。

<七田 佳代子>

◆編集後記◆

JAAOの新ホームページを公開中。小さく産んで大きく育てる予定で、まだ準備中の部分もありますがご覧ください。出版を予定していた『行政処分録書』ですが、都合により新ホームページ上で会員の皆様が無料ダウンロードできるよう準備中です。URLは<http://www.jaao.co.jp>、今後取り上げて欲しいテーマ等は、下記新アドレスまで。

(株)日本廃棄物管理機構

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階

TEL:050-5526-1728 Fax:045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@jaao.co.jp

無断転載、掲載、複写配信禁止